

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 4 月 9 日

水 曜 日

第5360号

目 次

告 示

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	1
○森林病虫害等の駆除命令	2

公 告

○土地改良区の役員の就退任	3
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出	6
○富山県の物品等調達に係る総合評価一般競争入札の実施	7
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	12

正 誤

○令和 7 年 3 月 26 日付け号外(4)富山県人事委員会規則第10号	20
○令和 7 年 3 月 26 日付け号外(7)富山県人事委員会規則第23号	21

告 示

富山県告示第169号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営土地改良事業変更計画（中沖北部地区）を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業変更計画書（中沖北部地区）の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 4 月 9 日から

令和 7 年 5 月 12 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所、射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第170号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 区域及び期間

(1) 区域

富山市海岸通字稲干場253番地、254番地、263番1号、砺波市頼成鶴115番地、116番地

(2) 期間

令和7年4月7日から令和7年5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理

する者は、当該樹木を伐倒及び破砕、又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する農林振興センター所長を経由して知事に申請書を提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の就任

舟橋村土地改良区の役員に次の者が令和7年3月17日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年4月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	前 原 英 石	中新川郡舟橋村竹内 492番地

土地改良区の役員の退任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和7年3月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年4月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	江 添 良 春	氷見市稲積 2190番地 1
同	桶 元 勝 範	同 本町 21番 8 号
同	安 平 英 樹	同 園 668番地
同	谷 口 泰 一	同 上田子 1199番地
同	山 下 壽 明	同 堀田 1786番地
同	根 山 仁 志	同 鞍骨 1070番地
同	飯 野 健	同 飯久保 1592番地
同	中 島 秀 之	同 上久津呂 157番地
同	上 治 雄	同 泉 3034番地
同	山 下 孝 三	同 中村 549番地
同	坂 本 繁 雄	同 田江 720番地
同	瀬 戸 良 則	同 久目 796番地
同	孫 田 幸 正	同 鞍川 1514番地
同	干 越 教 司	同 稲積 717番地
同	猶 明 孝 信	同 余川 3650番地
同	田 中 昭 一	同 上余川 380番地
同	向 教 一	同 小滝 573番地

同	嶋 田 義一郎	同	阿尾	1 番地
同	松 波 孝 之	同	藪田	961番地
同	安 居 正 美	同	宇波	4826番地
同	長 瀬 潔	同	平沢	1087番地
同	荒 井 俊 治	同	仏生寺	6431番地
同	杉 本 章	同	久目	702番地
監 事	水 野 間 哲	同	余川	7907番地
同	出 崎 栄 一	同	泊	25番地
同	七 瀬 良 和	同	鞍川	930番地 3

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員に次の者が令和7年3月31日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年4月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	江 添 良 春	氷見市稲積 2190番地 1
同	桶 元 勝 範	同 本町 21番 8 号
同	田 中 勉	同 窪 1328番地
同	谷 口 泰 一	同 上田子 1199番地
同	中 勇 治	同 大浦 1785番地
同	根 山 仁 志	同 鞍骨 1070番地
同	川 邊 利 成	同 布施 1916番地
同	北 山 勝 志	同 飯久保 406番地 9
同	鎌 仲 光 男	同 上田 11番地
同	山 下 孝 三	同 中村 549番地
同	坂 本 繁 雄	同 田江 720番地
同	寶 住 與 一	同 坪池 435番地

同	大石哲一	同	加納	1327番地
同	干越教司	同	稲積	717番地
同	舟金敏明	同	余川	13番地
同	田中昭一	同	上余川	380番地
同	向教一	同	小滝	573番地
同	嶋田義一郎	同	阿尾	1番地
同	松波孝之	同	藪田	961番地
同	安居正美	同	宇波	4826番地
同	長瀬潔	同	平沢	1087番地
監事	川邊孝博	同	布施	122番地2
同	新井郁夫	同	泉	2159番地
同	喜多栄作	同	鞍川	309番地
同	鎌仲正寿	同	万尾	784番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月9日

富山県知事 新田 八朗

- 店舗の名称及び所在地 協同組合太閤山ショッピングセンター
富山県射水市中太閤山一丁目1番地1
- 店舗を廃止する者 株式会社パスコ
- 廃止前の店舗面積の合計 5,906㎡
- 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和6年7月31日
- 廃止の理由 店舗を閉店したため

富山県の物品等調達に係る総合評価一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の10の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、施行令第 167条の 6 第 1 項及び第 167条の10の 2 第 6 項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務一式

(2) 調達業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 調達期間

契約締結の日から令和14年11月30日まで

システム構築 契約締結の日から令和 9 年11月30日まで

運用保守 令和 9 年12月 1 日から令和14年11月30日まで（5 年間）

(4) 調達業務の実施場所

富山県土木部管理課が指定した場所又は受注者の申請により同課が認めた場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者が、共同企業体方式による場合にあっては(1)に、一企業による場合にあっては(2)に示すとおりとする。

(1) 共同企業体

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(ア) 施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (イ) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第 154号）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (エ) 富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務に係る総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）を提出した時から入札書を提出した時までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、実質的な営業年数（一定の業務を継続的に営んでいる年数をいう。）が5年以上（営業譲渡を受けた企業については、当該営業譲渡元の企業の実質的な営業年数を通算する。）であること。
- (イ) 共同企業体の構成員のいずれかが、都道府県、同等規模の地方公共団体又は独立行政法人等において、本システムの構築実績及び運用保守業務の実績により十分な経験を有する職員が本業務に従事できる体制を整えている、又は同等の能力を有すること。
- (ウ) 共同企業体の代表構成員は、以下のいずれかの資格を取得していること。
- ・ ISMAP サービスリストのクラウドサービス事業者
 - ・ LGWAN-ASP サービスリストのサービス提供者
 - ・ ISMS クラウドセキュリティ認証取得組織
- (エ) 富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務共同企業体協定書を締結していること。
- (オ) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。

(2) 一企業

(1)に掲げる要件（イの(㊦)を除く。）を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県土木部管理課経理係

電話 076-444-3308（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 4 月 9 日から 4 月 30 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県ホームページの「入札公告（物品等）」（下記 URL）に公開する。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukoku-kekka/koukoku.html>

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 4 月 16 日 午後 3 時 00 分

イ 場所 富山県庁 1 階入札室

- (4) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 申請書の提出期限

令和 7 年 5 月 16 日（提出の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。）

イ 申請書の提出方法

郵送又は持参とする（郵送による場合は、封筒に「富山県建設工事総合管

理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務資格審査書類在中」と朱書きの上、書留郵便によるものとし、アの提出期限までに必着のこと。）。

ウ 提出部数 各 1 部

4 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年6月3日 午前10時00分
- (2) 入札及び開札の場所 富山県庁1階入札室（入札を郵送により行う場合は、二重封筒の表封筒に「富山県建設工事総合管理システム事業管理システム再構築及び運用保守業務入札書在中」と朱書きの上、書留郵便によるものとし、令和7年6月2日午後5時までに必着のこと。）
- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を3の(1)の機関に届け出るものとする。

5 入札保証金に関する事項

免除とする。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) その他入札説明書に示した入札の無効の条項に該当する入札

7 入札の方法

- (1) 本件入札は、共同企業体又は一企業による総合評価一般競争入札の方法により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内かつ、令和7年度～令和9年度（システム構築）及び令和9年度～令和14年度（運用保守）の各々の費用総額が令和7年度～令和9年

度（システム構築）及び令和 9 年度～令和14年度（運用保守）上限額の範囲内の価格をもって有効な入札を行ったものであって、総合評価のための提案書の内容が仕様書の要求を全て満たす提案をした入札者の中から、総合評価のための提案実施要領等で定める評価方法をもって落札者を決定する。

9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Name and quantity of work

Toyama Prefecture Construction Management System Project Management System Reconstruction, Operation, and Maintenance Services

(2) Bidding date

June 3, 2025, 10:00 a.m. (When sending bids by mail, please send them as registered mail in a double envelope with “Toyama Prefecture Construction Management System Reconstruction, Operation, and Maintenance Services” written in red on the front envelope. Bids must arrive no later than June 2, 2025, 5:00 p.m.)

(3) Contact (name of the office and section in charge of administrative work related to this public notice)

Accounting Section, Administration Division, Public Works Department,
Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama City, Toyama, Japan 930-8501

Phone: 076-444-3308 (Japanese only)

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察共通事務システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和12年 2 月28日（48か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に

係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼動後に、平日の午前 8 時 40 分から午後 5 時 30 分までの保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4 (1) に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和 7 年 5 月 15 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 4 月 9 日から同年 5 月 7 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 4 月 23 日 午前 10 時 30 分

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(4) 入札書の提出期限

令和7年6月16日 午前10時30分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年6月16日 午前10時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 9 階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Common Administrative System, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:30 a.m. on June 16, 2025
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phone number: 076-441-2211

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察総合職員情報管理システム 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月28日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼動後に、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4 (1) に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和 7 年 5 月 15 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 4 月 9 日から同年 5 月 7 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 4 月 23 日 午前 10 時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901 会議室

(4) 入札書の提出期限

令和7年6月16日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年6月16日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901 会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Integrated System for Staff Information Management, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 16, 2025
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters

正

5	25	25	17	25	25	<u>26</u>
6	26	26	18	26	26	<u>28</u>
7	27	27	19	27	27	<u>30</u>
8	28	28	20	28	28	<u>32</u>
9	29	29	21	29	29	<u>38</u>
10	30	30	22	30	30	<u>44</u>
11	31	31	23	31	31	<u>50</u>
12	32	32	24	32	32	<u>53</u>

令和7年3月26日付け号外(7)富山県人事委員会規則第23号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則」別表第2中

誤

「立山博物館	館長、副館長、主幹	」
を		
「立山博物館	館長、館長代行、副館長、主幹	」
に、		

正

「立山博物館	館長、副館長、主幹	」
高志の国文学館	館長、副館長、事務局長	」
を		
「立山博物館	館長、副館長、主幹	」
高志の国文学館	館長、館長代行、副館長、事務局長	」
に、		

